



令和8年度 新発田市児童クラブ入会について



令和8年度児童クラブの入会申請受付を開始いたします。児童クラブへ入会を希望される方は、『児童クラブ入会許可申請書』を期限までに児童クラブへ提出してください。

令和7年度に入会している児童が、継続して入会を希望する場合も、新たに申請が必要です。

【入会受付期間】

令和7年

令和7年

11 月 **1** 日(土)～**11** 月 **29** 日(土)

(日曜日、祝日を除く)

平日：14時～18時30分

土曜日、学校休業日：7時30分～18時30分

※受付期間後も、申請書は随時受け付けておりますが、令和8年4月から入会を希望する場合は、できるだけ上記期間内に提出してください。

【申請書提出先】

入会を希望する児童クラブへ直接提出（保護者が持参）してください。

※申請書、就労証明書、申立書の様式の予備は、児童クラブに用意しています。また、市ホームページにも掲載しています。

* 新1年生及び初めて児童クラブを利用する保護者の方へ

初めて申し込む場合は、申請の際、入会する児童と一緒にお願いします。
簡単な面談を行います。

問い合わせ先：新発田市児童センター

TEL：26-0897 FAX：26-2727

休館日：毎週月曜日・第3日曜日・祝日・年末年始



■ よくある質問と回答

Q1. 入会受付期間中に入会許可申請書を提出しなければならないか。

A1. 期間を過ぎて提出することは可能ですが、複数の児童クラブがある学校区では、第1希望の児童クラブに入会できない場合があります。

Q2. 就労証明書が入会受付期間中に間に合わない場合はどうすればよいか。

A2. 先に入会許可申請書を提出し、その際、就労証明書の提出が遅れる旨を児童クラブに伝えてください。お勤め先から就労証明書が届き次第、速やかにご提出ください。

Q3. 就労証明書等の添付書類は、兄弟姉妹がいる場合はコピーでよいか。

A3. 1人は原本、兄弟姉妹の分は原本のコピーを提出してください。

Q4. 利用料はいくらか。

A4. 児童クラブ利用料は無料です。ただし、児童クラブ保険料、おやつ代・保護者会運営経費等の保護者会費は、別途必要です。保護者会費の金額は、児童クラブによって異なります。

Q5. 年度の途中から児童クラブに入会したいが、どれくらい前に入会許可申請書を提出すればよいか。

A5. 入会希望日の7日前までに提出してください。ただし、夏休み等の長期休業前は混み合いますので、1か月前までに提出をお願いします。

Q6. 就労証明書等は、誰の分が必要か。

A6. 保護者、60歳未満の同居の祖父母の就労証明書等を提出してください。同居のおじ、おば、兄弟姉妹の就労証明書等の提出は不要です。

Q7. 60歳未満とは、いつの時点か。

A7. 利用開始日時点です。

Q8. 就労証明書は、会社の様式でよいか。

A8. 必要な事項が記載されていれば、会社の様式でも可能です。証明事項について、勤務先に確認の電話をする場合があります。

Q9. 年に何回か、入退会する場合、入会するたびに就労証明書等が必要か。

A9. 採用期間に期限がなく、勤務時間等に変更がない場合は、就労証明書等は1年間有効です。そのため、年度内で2回目以降の入会には、就労証明書等の提出は必要ありません。勤務先や勤務時間等に変更がある場合は、あらためて就労証明書等を提出してください。

